

重症心身障害児 短期入所のご案内

1. 短期入所とは

ご家庭でのお世話が困難になった場合に、当院の小児病棟においてレスパイト等のご利用をいただくものです。在宅で療養されている重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複した児童に対し、医学的管理の下に必要な看護等を行います。

2. 当院のご利用対象となる方

- 大田区、品川区、目黒区、世田谷区にお住まいの方
- 障害者総合支援法による障害福祉サービス受給者証で「短期入所」の支給決定を受けている方
- 満15歳未満までの方

3. お申し込み方法

初めてのご利用……………小児科担当医（高柳）に事前にお電話でご相談ください。お子様のご様子をお聞きした上で、必要に応じて小児科外来を予約受診していただきます。

お試し入院……………初回については、1泊2日で終日、保護者の方に付き添って入院していただきます。その際は、個室をご用意いたします。

2回目以上のご利用……………「短期入所申込書」（ソーシャルワーカーよりお渡ししています）をご持参、又はご郵送にて、利用希望日の前月1日～15日までにお申し込みください。個室はご希望により有料での使用となります。（15日が土日祝日の場合には、翌平日までに）

4. ご利用までの流れ

- 院内の「短期入所審査会」にて利用の適否を検討します。
- 上記の後、ソーシャルワーカーより利用決定のご連絡を差し上げます。
- 退所時に市区町村が定める利用者負担額、所定の食費・光熱水費等をお支払いいただきます。

5. 注意事項

- 短期入所利用期間は原則4泊5日までとし、入所は平日の午前9時15分となります。最初に小児科外来にお越しいただき、医師の診察後、短期入所の手続きとなります。
- 入所中のお薬、経管栄養や特殊ミルク、チューブ類等の医薬品や衛生材料は全てご持参ください。
- ベッドが満床、感染症の流行などの理由で入所利用が中止・中断となる場合があります。
- 当院の急性期医療機関としての特性上、入浴などのケアについては行うことができない場合がございます。ご了承ください。
- 10時前のケアについては入所すぐに行うことができませんので、自宅に対応いただくか、午後の実施とさせていただきます。

6. ご相談窓口

1階 地域医療連携室 医療相談担当 ソーシャルワーカー まで

電話 (代) 03-5734-8000代表 (月)～(金) 9:00-17:00

〒145-0065 東京都大田区東雪谷4丁目5番10号

公益財団法人東京都保健医療公社 荏原病院

2019. 4